

新たにリサイクル 製品を認定

三重県

護岸擁壁等に活用可能な建設資材

三重県では、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づき、2021年12月22日付で新たに二つの「三重県認定リサイクル製品」を認定した。

認定した製品は、セメントシン(三重県名張市)が生産する「Rスプリット」と「Rボーラスプリット」。どちら

らも家庭ごみの焼却施設(伊賀南部環境衛生組合)で発生する溶融スラグを混練したプレキャスト無筋コンクリート製品。製造過程において天然資源の使用を削減し、普通骨材を原料とした既存製品と同様に使用できる。「Rボーラスプリット」はボーラス構造で

あるため、透水性・吸音性を有する。主な用途は護岸擁壁や道路用法留擁壁などとした。認定期間は5年間。

県は01年度に施行した「三重県リサイクル製品利用推進条例」に基づきリサイクル製品の認定を実施しており、22年度は年3回の認定審査を行う。申請期日は、▽第一期▽4月8日▽第二期▽8月5日▽第三期▽12月9日までとした。